⑭　５Ｇ基地局（設備規則第49条の29の２に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下この⑭において同じ。）にあつては、申請者が全国において初めて開設するものであるときは、免許の有効期間における５Ｇ基地局の導入計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。	［新設］
⑮　［略］	⑭　［同左］
［22～24　略］	［22～24　同左］
別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	**別表第二号の四**　［同左］
［様式　略］	［様式　同左］
［注１～16　略］	［注１～16　同左］
17　16の欄は、次によること。	17　［同左］
［(1)～(6)　略］	［(1)～(6)　同左］
(7)　５Ｇ基地局（設備規則第49条の29の２に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下この(7)において同じ。）にあつては、申請者が全国において初めて開設するものであるときは、免許の有効期間における５Ｇ基地局の導入計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。	［新設］
(8)　［略］	(7)　［同左］
［18～29　略］	［18～29　同左］
別表第十一号　外国の無線局等の運用許可申請書の様式（第30条の２第４項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	**別表第十一号**　外国の無線局の運用許可申請書の様式（第30条の２第４項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）
［様式　略］	［様式　同左］
［注１・２　略］	［注１・２　同左］
３　２の欄は、次によること。	３　［同左］
(1)　①の欄は、申請に係る外国の無線局等と通信の相手方を同じくする特定無線局の包括免許の番号を記載すること。	(1)　①の欄は、申請に係る外国の無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局の包括免許の番号を記載すること。
(2)　③の欄は、申請に係る外国の無線局等と通信の相手方を同じくする特定無線局の通信の相手方を「免許人所属の基地局」、「インマルサットシステムの人工衛星局」のように記載すること。	(2)　②の欄は、申請に係る外国の無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局の通信の相手方を「免許人所属の基地局」、「インマルサットシステムの人工衛星局」のように記載すること。
(3)　④の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。この場合において、空中線電力は、運用する全ての外国の無線局等の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。	(3)　③の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。この場合において、空中線電力は、運用する全ての外国の無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。
(4)　⑤の欄は、「平成何年総務省告示第何項第何号に該当」のように記載するほか、次の事項を記載すること。	(4)　④の欄は、「平成何年総務省告示第何号に該当」のように記載するほか、次の事項を記載すること。
［(ｱ)・(ｲ)　略］	［(ｱ)・(ｲ)　同左］
(5)　⑥の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。	(5)　⑤の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
［４・５　略］	［４・５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。